

第16期 第9回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 平成30年4月26日(木) 午後1時35分～午後3時30分

2 場所： 豊見城市役所 2階第2会議室

3 出席農業委員数： 7 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	欠席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員
(※推進委員は出席委員数にカウントしない)

東部地区	長嶺 幸雄	
西部地区	高安 昌俊	

4 欠席農業委員数： 1 名

5 農業委員会事務局職員

局長兼班長：大城 靖

主査：仲宗根 翔

主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 宮里 由美子 ・ 名嘉眞 朝仁

7 現場調査日時： 平成30年4月26日(木) 午後1時37分～午後2時56分

8 現場調査数: 7 件

9 付議すべき案件

報告第 39 号	農地転用後の利用状況の報告について(1件)
報告第 40 号	転用許可に係る工事の進捗状況報告について(3件)
報告第 41 号	転用許可に係る工事の復元完了報告について(1件)
報告第 42 号	現況証明願について(7件)
報告第 43 号	農地法許可申請の取消し願について(1件)
報告第 44 号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について(3件)
報告第 45 号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について(2件)
報告第 46 号	農地法第18条第6項の規定による通知について(2件)
議案第 23 号	下限面積の設定について
議案第 24 号	農地転用事業計画変更承認申請について(1件)
議案第 25 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について(2件)
議案第 26 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について(5件)
議案第 27 号	農地法第3条の規定による許可申請について(3件)
協議第 8 号	平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
協議第 9 号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について(1件)

10. 会議の内容 午後1時35分 開会

会長

第16期豊見城市農業委員会第9回総会を開会いたします。

(午後1時35分) 開会

会長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

そして会期は、本日1日限りといたします。

本日の出席委員は8名中6名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

次に議事録署名委員について、豊見城農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第4番委員の宮里由美子委員と第5番委員の名嘉眞朝仁委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の大城局長及び仲宗根主査を会長から指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは議事録署名委員に第4番委員の宮里由美子委員と第5番委員の名嘉眞朝仁委員、そして会議書記に大城事務局長及び仲宗根主査を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

本日提案された議案等についての現場調査7件のほかに農地パトロール及び違反転用調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

ご異議ないようですので、これから現場調査のため、一時休憩をいたします。

休憩(現場踏査) 午後1時37分

再開 午後2時56分

会長

再開します。

これより報告案件に入ります。初めに報告第39号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の2ページをお開きください。

報告第 39 号「農地転用後の利用状況の報告について」

1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 39 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長

では、次に報告第 40 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 4 ページをお開きください。

報告第 40 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」

3 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。

以上です。

会長

報告第 40 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長

では、次に報告第 41 号について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案書の 6 ページをお開きください。

報告第 41 号「転用許可に係る工事の復元完了報告について」

1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。

以上です。

会長

報告第 40 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(8 番委員挙手)

- 会長 どうぞ。
- 8 番委員 こちらは、先に資材ヤードか何かで使われていたものを畑に戻したということ
なのですか。
- 事務局 そうですね。前回、一時転用で資材置き場になっておりまして、それを復元し
て耕作できる状態に戻したということです。
- 8 番委員 わかりました。
- 会長 ほかにはいらっしゃいませんか。進行してよろしいでしょうか。
- (はいの声あり)
- 会長 次に報告第 42 号について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 42 号「現況証明願について」
7 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたので、ご報告いた
します。
以上です。
- 会長 ただいまの報告第 42 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお
願いいたします。
質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。
- (はいの声あり)
- 会長 次に報告第 43 号について、事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは議案書の 10 ページをお開きください。
報告第 43 号「農地法許可申請の取消し願いについて」
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、
ご報告いたします。

以上です。

会長 報告第 43 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(8 番委員挙手)

会長 8 番委員。

8 番委員 こちらは転用が平成 29 年 6 月ということを出ていて、今回取消し願いとありますが、1 年以内とかそういう規定があるのですか。

事務局 いえ、今回はその期間内というわけではなく、この許可をいただいた後に、国税のほうから贈与税が課税されたということで、その贈与税が想定額を超えてしまっていて、自己資金では賄えきれなくなったということで、今回、許可申請の取り下げ、贈与税を一旦、課税をなしにするということで、取消しという形になっています。

8 番委員 それでまたこの方が転用願いを出したら、また同じように贈与税がかかってくるだろうという感じですか。

事務局 いや、今回は、贈与ではなくて恐らく次の使用貸借で転用するのではないかと思います。とりあえず、贈与で許可をもらったのですが、都合があってその許可を取り消してもらいたいという願いが出ているということです。

会長 よろしいですか。進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 44 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 12 ページをお開きください。
報告第 44 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」3 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 44 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 次に報告第 45 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 17 ページをお開きください。
報告第 45 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について」
2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 45 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 46 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 21 ページと 22 ページをお開きください。
報告第 46 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」
2 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたので、ご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 46 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に議案案件に入ります。議案第 23 号について、事務局の説明をお願いいた

します。

事務局

それでは議案第 23 号「下限面積（別段の面積）の設定について」説明いたします。議案書の 79 ページをお開きください。

豊見城市の下限面積（別段の面積）の方針といたしまして、農地法施行規則第 17 条第 2 項を適用して、現行の 30 a としたいと考えております。理由についてでございますが、まず（1）豊見城市内には、まだ相当程度の遊休農地があると考えられること。次に（2）豊見城市の状況から見て、30 a 程度の耕作面積を有する農家の数が増加しても、農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと考えられること。上記（1）及び（2）により、本市内の農地等の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から見て、新規就農を促進するためには、現行の 30 a を下限面積（別段の面積）とすることが適正と考えられるためでございます。

済みません、休憩をお願いします。

会長

休憩します。

休憩 午後 3 時 05 分

再開 午後 3 時 10 分

会長

再開します。

事務局の説明が終わりました。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

（8 番委員挙手）

会長

はい、8 番委員。

8 番委員

新規就農の人で、10 a とかのハウスの人で新規就農できていたようなイメージがあるのですが、ハウスだと 10 a は認められているのですか。それとも 30 a で下限を区切っているのですか。

事務局

下限面積は 30 a ですね。

8 番委員

昔からですか。昔と違いますか、ここ 5、6 年変わっていないですか。

事務局

変わっていないと思います。
ちょっと休憩してください。

会長

休憩します。

休憩 午後 3 時 11 分

再開 午後 3 時 15 分

会長

再開します。
これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

議案第 23 号について、平成 30 年度の下限面積について 30 a とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 23 号については、農地の下限面積を 30 a とすることに決定しました。
次に議案第 24 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 32 ページをお開きください。

議案第 24 号「農地転用事業計画変更承認申請について」

1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。

それでは、申請案件についてご説明いたします。整理番号 1 番につきまして、36 ページをお開きください。当初計画の土地の所在は伊良波浜原 616 番 5 及び 616 番 7、転用目的は一般住宅となっております。今回の変更計画は権利の種類を「所有権の移転」から「使用貸借権の設定」へ変更するものとなっております、それ以外の工事等については変更予定はありません。当該申請について各判断基準には該当しないため、承認要件の全てを満たしていると考えられます。議案第 24 号について、説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

議案第 24 号について、事業計画変更承認基準を満たすと考えられることから、変更承認相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 24 号について変更承認相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。
次に議案第 25 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 38 ページをお開きください。

議案第 25 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」

2 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。

それでは、申請案件についてご説明します。まずは整理番号 1 番につきまして、43 ページをお開きください。申請のあった土地は、翁長木山原 752 番 1、転用目的は中古車展示場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、48 ページをお開きください。申請のあった土地は、翁長浜原 838 番 6、転用目的は型枠ヤード。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 25 号について、説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

議案第 25 号は 1 件ずつ審議します。それでは整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある委員は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいのですが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 1 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可

相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

これも採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 2 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に議案第 26 号について審議します。事務局の説明をよろしくお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 50 ページをお開きください。

議案第 26 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

5 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。

それでは、申請案件についてご説明いたします。まず、整理番号 1 番につきまして、55 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根中原 328 番 2、転用目的は駐車場。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、62 ページをお開きください。申請のあった土地は、我那覇佐真下原 656 番、転用目的は自動車修理工場。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、67 ページをお開きください。申請のあった土地は、瀬長舟無小原 41 番 1、転用目的は駐車場。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられ

ます。

次に整理番号 4 番につきまして、72 ページをお開きください。申請のあった土地は、瀬長舟無小原 39 番 3、転用目的は駐車場。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 5 番につきまして、77 ページをお開きください。申請のあった土地は、翁長浜原 837 番 8 及び 837 番 9、転用目的は駐車場。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 26 号について、説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

議案第 26 号は 1 件ずつ審議しますが、整理番号 3 番と 4 番は関連しますので一括して審議します。では、まず整理番号 1 番について委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めます。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

これより採決します。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 2 番について審議します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決に移ります。

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達

することに決定します。

次に整理番号 3 番と 4 番は関連しますので、一括して審議します。3 番、4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 3 番、4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番、4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。
次に整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 これより採決に移ります。
整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。
休憩します。

休憩 午後 3 時 28 分

再開 午後 3 時 29 分

会長 再開します。
次に議案第 27 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第 27 号について説明いたします。議案書の 24 ページをお開きください。

議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、3 件申請がございます。

整理番号 1 番につきまして、26 ページをお開きください。申請のありました、字我那覇漢謝原 333 番 10 及び 337 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。整理番号 2 番につきまして、議案書の 28 ページをお開きください。申請のありました、字我那覇漢謝原 333 番 12 及び 334 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。整理番号 3 番につきまして、議案書 30 ページをお開きください。申請のあります、字饒波溝原 871 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。以上です。

会長

ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。議案第 27 号は 1 件ずつ審議しますが、整理番号 1 番と 2 番は関連しますので、一括して委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思います。

整理番号 1 番と 2 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

ご異議なしとのことですので、整理番号 1 番と 2 番については許可することに決定しました。

次に整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(7 番委員挙手)

会長

はい、7 番委員。

7 番委員

●●●●さん、経営開始なので、3 条だからもうちょっと長く、5 年では多分

結果が出ないと思うので、頑張ってもらおう、10年とか。5年ではちょっと厳しいと思うんです。長くやったほうが経営開始としてのやる気が見えるというか。

事務局

一応、この辺は地主さんとも相談の結果5年となっているみたいです。経営開始となっているのですが、農業経験は3年ほどあって、この3年間、農の雇用の事業とかを通じて雇ってもらったり、営農計画で葉野菜、ホウレンソウとかそういうものを挙げているのですが、この3年間の間で培ったものをここで生かしたいということで、地主さんとの相談の結果5年間というのをまず、賃借権で設定ですので、合意解約がない限り自動更新になりますから、一応そういう旨で5年間と設定されています。

7番委員

ほかには野菜とか聞いていないですか。

事務局

まずはホウレンソウということでした。去年、一昨年が、雇ってもらっていた方の作目がホウレンソウを主体とした葉野菜だったみたいで、そこからスキルとか。そういうのを磨いて、まずはそこからスタートしていくということでした。

7番委員

農機具とかも今からそろえるのですか。もうそろっている？

事務局

そろっています。この3年間の間で農家仲間と一緒に購入したものがあって。

7番委員

ホウレンソウをやっていたんだったら、経験はあるので多分大丈夫じゃないですかね。わかりました。

会長

よろしいですか。ほかにはいらっしゃいませんか。
ではこれより採決に移ります。

会長

整理番号3番について、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号3番については許可することに決定します。
次に協議第8号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 80 ページをご覧ください。

協議第 8 号「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」でございます。

農業委員会事務の実施状況等の公表について、これは平成 28 年 3 月 4 日付け平成 27 経営第 2933 号通知でございます。これに基づいて、前年度の活動の点検・評価の検討及び当該年度の活動計画等の検討を行うことになっております。計画の内容につきましては 81 ページから 91 ページでございます。

会長

休憩します。

休憩 午後 3 時 37 分

再開 午後 3 時 47 分

会長

再開します。

事務局の説明が終わりました。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

8 番委員

すみません、休憩してもらえますか。

会長

休憩します。

休憩 午後 3 時 48 分

再開 午後 3 時 54 分

会長

再開します。

これより採決に移りたいと思いますがよろしいですか。

協議第 8 号について、事務局提案の内容で 1 カ月間縦覧し、農業者の意見を募ることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、協議第 8 号について事務局提案の内容で 1 カ月間縦覧し、農業者の意見を募ることに決定します。

次に協議第 9 号について審議します。事務局の説明をよろしくお願いいたしま

す。

事務局 それでは協議第 9 号につきましては、農林水産課から説明をさせます。

会長 休憩します。

休憩 午後 3 時 55 分
再開 午後 3 時 56 分

会長 再開します。

農林水産課 今年度から担当になりました農林水産課農政班、大城と申します。よろしくお
願ひします。
今回、基盤法に基づく利用権設定の申請が 1 件ございますので、説明したいと
思います。資料 94 ページ、お願ひします。
貸し手及び借り手は、ご覧のとおりとなっております。利用権を設定する農地
の地番は字高安 256 番 1 で、面積は 1,970 m²となっております。設定する利用
権は使用貸借権で、存続期間は公告日から平成 38 年 11 月 30 日までとなつて
おります。以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。協議第 9 号について委員の質疑を許します。質
疑のある方は挙手してお願ひいたします。

(7 番委員挙手)

会長 はい、7 番委員。

7 番委員 金額が書かれていないのですが。

農林水産課 使用貸借です。

事務局 使用貸借です。お金を払わない。ただで借りるということです。

農林水産課 借り受ける●●●●さん。利用権設定、貸し手が父のお兄さんということで、
●●さんからは伯父さんになっています。

7 番委員

新規就農？

農林水産課

いや、新規就農でもないです。別の土地ではトマト、インゲン、マンゴー、大根を栽培していたのですが、これは相對運営（個人販売）で代表的にはやっていました。

7 番委員

経営拡大？

農林水産課

経営となっていますね。今後は経営拡大していくとなっていますね。

会長

7 番委員、よろしいですか。

ほかにいらっしゃいますでしょうか。

これより採決に移りたいのですがよろしいですか。

（はいの声あり）

会長

協議第 9 号について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

会長

異議なしとのことですので、協議第 9 号については豊見城市長に対して適正であると回答することに決定します。

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対し、真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまです。

平成 30 年 4 月 26 日（木）

午後 4 時 00 分終了

議事録署名委員

会長

瀬長 澄子



○
4番委員

宮里 由美子



○
5番委員

石 嘉真 朝仁

